状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

叙勲

令和3年春の叙勲 旭日双光章（地方自治功労）

■瀧島愛夫さん（元羽村市議会議員・羽東在住）

▲瀧島愛夫さん

瀧島さんは、平成15年5月に羽村市議会議員に就任され、平成31年4月までの4期16年にわたり、議会運営委員会委員長、副議長、議長などを歴任し、羽村市議会ならびに羽村市の発展のために尽力されました。

問合せ　秘書課㊥306

募集

羽村市特別職報酬等審議会市民公募委員

市議会議員の報酬や政務活動費、市長・副市長・教育長の給料額を審議するため、特別職報酬等審議会を設置します。幅広くご意見をいただくため、審議会の委員を募集します。

応募資格　市内在住、在勤、在学の18歳以上の方（現在、ほかの審議会・懇談会などの委員になっている方は応募できません）

募集人数　2人

任　期　8月～12月

開催回数　全4回

※任期、開催回数は変更になる場合があります。

開催時間　月～金曜日の昼間、1回2時間程度（予定）

報酬（日額）　9000円

選考方法　作文審査

※男女比および年齢構成比を考慮した上で決定します。

※応募作文は非公開とし、選考後返却します。

※選考結果は、応募者各人にお知らせします。

※選考内容に関する問合せには答えられません。

応募方法　6月21日㈪午後5時まで（必着）に、「市議会議員の報酬・市長などの給料について」の考えを800字以内にまとめ「住所、氏名、年齢、性別、電話番号」を記入し、ファクス、Eメール、郵送、または直接、応募先へ（様式自由）

応募先・問合せ　職員課給与厚生係
㊥324　FAX 554－2921
✉s104000@city.hamura.tokyo.jp
〒205－8601（所在地記載不要）羽村市職員課給与厚生係　宛

芸術作品鑑賞教室サポートボランティア

6月30日㈬から多摩地域のアーティストの現代アート作品を展示する「20thアートinはむら展」が行われます。

展示期間中に、市内の小学校4年生を対象とした鑑賞教室を行います。楽しく安全に鑑賞できるように、子どもたちと一緒に作品を鑑賞しながらサポートする「鑑賞教室サポートボランティア」を募集します。

※「アートinはむら展」については、裏表紙をご覧ください。

活動日時　6月30日㈬～7月2日㈮、7月6日㈫～9日㈮の①午前8時40分～10時30分　②午前10時20分～午後0時10分のいずれか（都合のつく日時1枠のみも可）

会　場　ゆとろぎ

応募資格　アートや教育に関心がある方（特別な知識や説明は必要ありません）

※無償で行っていただきます。

申込み・問合せ　6月18日㈮までに電話または直接、学校教育課指導係㊥376へ

令和3年度　明るい選挙啓発ポスターコンクール作品

投票参加など選挙への関心を高め、明るい選挙の実現を呼びかけるポスターを募集します。

応募資格　小学生～高校生

画　材　絵の具、ポスターカラーなど（紙や布を使用した貼り絵も可）

大きさ　四つ切り（542㎜×382㎜）、八つ切り（382㎜×271㎜）の画用紙

注　意

①作品の裏右下に「学校名、学年、氏名（ふりがな）」を記入してください。

②入選・入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は啓発などに利用します。

③入選・入賞した場合「学校名、学年、氏名」を公表することがあります。

審　査　羽村市および東京都明るい選挙推進協議会などで審査を行い、11月に最終発表を行います（予定）。

締　切　9月10日㈮

応募先・問合せ　選挙管理委員会事務局㊥684

税金

固定資産税のお知らせ

調査にご協力ください

■**新（増）築した家屋の調査**

令和3年中に新築・増築した家屋を対象に調査を行います。この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

家屋の完成を確認次第、家屋調査の日程調整のはがきを送付しますので、都合の良い日時をお知らせください。

※車庫やサンルームなども課税の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

■**現地調査**

適正な課税のため年3回、市内全域を巡回し、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認しています。

届け出・申告

■**取壊し家屋（建物）の届け出**

令和3年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合は、届け出をしてください。

登記されている家屋　東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。

未登記の家屋　課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。

※取壊しの届け出がない場合、来年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

■**住宅用地などの申告**

市内に土地を所有している方で、令和3年中に次の項目に該当する方は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

○住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合

○住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合

○住宅を事業用家屋に用途変更した場合

■**申告用紙のダウンロード**

「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地等申告書」のほか、税に関する各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

〈改修工事の例〉

○住宅の省エネ改修工事

○住宅のバリアフリー改修工事

○住宅の耐震改修

※いずれの制度も申告期限は改修工事が完了した日から3か月以内です。

※制度の内容や必要書類など、詳しくは市公式サイトをご覧いただくか問い合わせてください（都市計画税は減額になりません）。

▲市公式サイト

問合せ　課税課資産税係㊥157

市民税・都民税納税通知書を6月中旬に送付します

市民税・都民税（住民税）は、毎年1月1日現在で住民登録している市区町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。

納期は年4回ですが、年金特別徴収の対象の方は、年6回に分けて自動的に年金から引き落とされます。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

問合せ　課税課市民税係㊥162

市民と行政のパイプ役　行政連絡委員

市内では、39人の行政連絡委員が「市からのお知らせの周知や各種調査に関すること」「そのほか、市長が行う事務に必要な事項」など、市民の皆さんと市のパイプ役として活動しています。

■行政連絡委員名簿（敬称略）

区域名	氏名	区域名	氏名
川崎東	大野伊佐男	五ノ神中	加藤秀樹
川崎西	雨倉久行	東台	小山茂樹
上水通り	田中保夫	富士見平第一	佐久間英明
神明台	遠藤勉	羽村団地	長尾晃
双葉富士見	深川博利	奈賀一	中野晋二
双葉町松原	細野正昭	奈賀二	澤本征雄
神明台上	清水好美	田ノ上第一	指田晃
神明台住宅	澤村誠司	田ノ上第二	前田光三
都営神明台	北島保	田ノ上第三	松田達夫
本町第一	阿部勝次	旭ヶ丘	松山寛明
本町第二	島田誠	間坂第一	加藤進
本町第三	中村幸夫	間坂第二	濱中幸生
東第一	平松邦雄	宮地	須崎和英
東第二	小松美夫	美原	中川良三
清流	梅山政尚	小作本町	安達健吾
緑ヶ丘第一	清水望	小作台東	伊藤和江
緑ヶ丘第二	舛谷泰秋	小作台西	中野裕
緑ヶ丘三丁目	平辰男	栄町第一	猪瀬信夫
緑ヶ丘西	柏崎勝	栄町第二	田畑正彦
五ノ神東	遠藤和俊		

問合せ　地域振興課地域振興係㊥202

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。